

吸入療法エキスパートが制定されました

今回のコラムでは6/1から募集を開始したばかりの日本喘息学会・吸入療法エキスパートについて書きたいと思います。

これまで吸入指導にかかる認定資格には学会認定のものではなく、当会でも行っている(埼玉吸入療法マイスター制度)ような各地域のローカル認定制度や吸入療法アカデミーの認定吸入薬剤師など、吸入指導を現場で行う医療者が吸入指導(吸入療法)のスキルアップにかかるモチベーションを上げるようなものがありました。杉田は呼吸ケア指導士(初級)という資格も持っていますが、これは呼吸ケア・リハビリテーション学会によるもので、学会が看護師・ME・リハの方がメインなので薬剤師は初級しかとれないという、やや吸入指導にかかる薬剤師の認定資格としては？がつく資格ではあります。

さて、そこで今回の「吸入療法エキスパート」です。

国内で喘息関連のガイドラインを出しているのは「日本アレルギー学会」と今回の「日本喘息学会」があります。元々日本アレルギー学会が「喘息予防・管理ガイドライン」をずっと出してきており、当会代表の高久先生もアレルギー学会の方で活躍されていることもあり、喘息学会とはなんとなく距離を置いて様子を見ていたのですが。

学会としての認定資格がでるとなると無視するわけにもいかないのです、北埼玉吸入療法連携会からも何人か取りに行こうかなと考えています。ですが・・・正直、初回認定を受けるの

はかなり厳しい印象があるので取れなかったらごめんなさいというところです。

なにが厳しいかまとめますと、おそらく知識・実技については喘息学会のお作法の部分だけ確認しておけばまあ受かるんじゃないかなと思います。それより受験資格として「喘息学会の入会」はまだいいとして「喘息学会学術大会の参加」と「実地試験の合格」があります。

10月の受験をするためには7月の学術大会に参加する必要がありますが、大阪の現地開催。そして実地試験も大阪の現地開催。診療報酬に関わる資格ではないので、職場の補助は無く、自腹で行くとなるといい金額です。

更に、今年度のエキスパートの受験定員が100人・・・吸入療法エキスパートを知って動き出した人に比べ、元々喘息学会員での方は今年2月に開催された気道アレルギー実習セミナー参加でも受験資格を満たすので、学術大会参加後に申請できるまでに定員埋まっていたらもうどうしようもない感じです。

さて、そのような苦勞を乗り越え吸入療法エキスパートを取得したとして、メリットはあるのでしょうか？

現時点では診療報酬の要件にはなっていません。将来要件になるかということ、おそらく認定薬剤師など職種限定の資格ではないので、糖尿病療養指導士など同様、直接何らかの診療報酬が要件として求める可能性は低いのではないかと思います。

ということで、吸入療法の地域連携などでの立場がある人が、裏付け資格として取っておく意味はあると思いますが、皆が急いで取る資格では無いと思います。

もともと喘息学会が近畿地方の医師グループを母体としていると聞いていますので、そち

らでの会場設定が多いのでしょうか、「吸入指導の全国均てん化を目指す」とうたっている
るので、将来的には東日本の医療者でも取得しやすい体制になって欲しいですね。

(文 埼玉県立循環器・呼吸器病センター薬剤部 杉田英章)

参考資料

日本喘息学会

<https://jasweb.or.jp>

吸入療法エキスパート資格認定試験 (案内ページ)

<https://jasweb.or.jp/exp/index.html>

呼吸ケア・リハビリテーション学会

<https://www.jsrcr.jp>

吸入療法アカデミー

<https://www.aims.global>

